



栃木県公報

平成 25 年
3月 1日(金)
第2458号

目 次

告 示

- 栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示の一部改正…………… 161
- 保安林の解除…………… 161
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定…………… 162
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定…………… 163
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定…………… 163
- 介護保険法による指定居宅介護支援の事業の廃止…………… 164
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止…………… 164
- 土地改良区連合の土地改良事業計画変更の認可…………… 164
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧…………… 164
- 道路の区域の変更…………… 165
- 道路の供用開始…………… 166

公 告

- 平成25年度前期技能検定試験の実施…………… 166
- 平成25年度随時技能検定試験の実施…………… 169
- 都市計画変更図書の写しの縦覧…………… 171
- 同…………… 171
- 開発行為の工事完了…………… 171
- 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施…………… 172

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定…………… 173

調達等公告

- 入札公告…………… 174
- 同…………… 174

告 示

栃木県告示第八十六号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示（昭和六十一年栃木県告示第七百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月一日

栃木県知事 福田 富一

表診療料金の部厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号。以下「先進医療告示」という。）第三第六号、第八号及び第十号に掲げるラジオ波焼灼療法に係る手術料の項中「、第八号及び第十号」を「及び第八号」に改め、同部先進医療告示第三第二十号に掲げる併用療法に係る投薬料の項中「係る」の下に「カルボプラチンの」を加え、「二千五百円（パクリタキセル及びカルボプラチンのうちパクリタキセルのみを投与する場合は、千七百円）」を「千五百円」に改める。

（医事厚生課）

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について、保安林の指定を解除する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
那須塩原市蓼沼字蛇尾川添395-3、395-4
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(森林整備課)

栃木県告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
960490050	TCS株式会社 代表取締役 青木 豊	アイビーさの訪問看護ステーション	佐野市田島町149番地2	平成25年 2月1日	訪問看護
970202420	社会福祉法人幸真会 理事長 松村 滋子	デイサービスセンターとなりのたんぼぼ。	足利市通五丁目3433番12号	平成25年 2月1日	通所介護
970202438	有限会社勝クリエイト 代表取締役 小林 知史	訪問介護ステーションの〜ぶ	足利市朝倉町589番地エスペランスビル1F	平成25年 2月1日	訪問介護
970202446	株式会社ヴァティー 代表取締役 佐藤 明	ケアステーションあさひ足利	足利市福富町字神明前2178番1、2179番3	平成25年 2月1日	通所介護
970202453	株式会社エフォール 代表取締役 渡部 拓真	株式会社エフォール	足利市常見町三丁目3番10号	平成25年 2月1日	福祉用具貸与
970202453	株式会社エフォール 代表取締役 渡部 拓真	株式会社エフォール	足利市常見町三丁目3番10号	平成25年 2月1日	特定福祉用具販売
970301396	株式会社ヴァティー 代表取締役 佐藤 明	ケアステーションあさひ栃木	栃木市城内町二丁目1129番地	平成25年 2月1日	通所介護
971000955	医療法人大那 理事長 近藤 健	だいな紫塚ショートステイ	大田原市紫塚三丁目2633番12号	平成25年 2月1日	短期入所生活介護
971000963	医療法人大那 理事長 近藤 健	だいな紫塚ケアホーム	大田原市紫塚三丁目2633番12号	平成25年 2月1日	特定施設入居者生活介護

栃木県告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
970202412	株式会社めぐみの森 代表取締役 森山 恵子	けあぶらん森山	足利市小俣町254番 地1	平成25年 2月1日	居宅介護支 援

栃木県告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
960490050	TCS株式会社 代表取締役 青木 豊	アイビーさの訪問看 護ステーション	佐野市田島町149番 地2	平成25年 2月1日	介護予防訪 問看護
970202420	社会福祉法人幸真会 理事長 松村 滋子	デイサービスセン ターとなりのたんぼ ぼ。	足利市通五丁目3433 番12号	平成25年 2月1日	介護予防通 所介護
970202438	有限会社勝クリエイト 代表取締役 小林 知史	訪問介護ステーショ ンの～ぶ	足利市朝倉町589番 地エスペランスビル 1F	平成25年 2月1日	介護予防訪 問介護
970202446	株式会社ヴァティー 代表取締役 佐藤 明	ケアステーションあ さひ足利	足利市福富町字神明 前2178番1、2179番 3	平成25年 2月1日	介護予防通 所介護
970202453	株式会社エフォール 代表取締役 渡部 拓真	株式会社エフォール	足利市常見町三丁目 3番10号	平成25年 2月1日	介護予防福 祉用具貸与
970202453	株式会社エフォール 代表取締役 渡部 拓真	株式会社エフォール	足利市常見町三丁目 3番10号	平成25年 2月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
970301396	株式会社ヴァティー 代表取締役 佐藤 明	ケアステーションあ さひ栃木	栃木市城内町二丁目 1129番地	平成25年 2月1日	介護予防通 所介護
971000955	医療法人大那 理事長 近藤 健	だいな紫塚ショール ステイ	大田原市紫塚三丁目 2633番12号	平成25年 2月1日	介護予防短 期入所生活 介護

971000963	医療法人大那 理事長 近藤 健	だいな紫塚ケアホー ム	大田原市紫塚三丁目 2633番12号	平成25年 2月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護
-----------	-----------------------	----------------	-----------------------	---------------	-------------------------

栃木県告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
72700918	合同会社一期一会 代表社員 赤石 美奈子	ケアプランこころ	益子町埜1186番地16	平成25年 1月31日	居宅介護支 援

(高齢対策課)

栃木県告示第92号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0910300268	やまとヘル パーステー ション	栃木市万町27-9	社会福祉法人 すぎのこ会	岩舟町鷺巣302- 1	平成25年 3月31日	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護

(障害福祉課)

栃木県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区連合の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	事業名	認可年月日
那須野ヶ原土地改良区連合	那須野ヶ原地区土地改良（維持管理）事業	平成24年2月14日

栃木県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農

業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成25年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	地域名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営中山間荒川清流地区土地改良（区画整理）事業	荒川清流（上寺島）地区	平成25年3月4日から同年4月1日まで	平成25年4月16日	塩谷南那須農業振興事務所
県営中山間荒川清流地区土地改良（区画整理）事業	荒川清流（玉生）地区	平成25年3月4日から同年4月1日まで	平成25年4月16日	塩谷南那須農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年3月1日から同年4月1日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路線名 400号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
/	前A	那須塩原市塩原字福渡243-6 から 那須塩原市上塩原字宮島113-6 まで	6.5 ~ 204.4	5,368.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須塩原市塩原字福渡243-6 から 那須塩原市上塩原字宮島113-6 まで	12.0 ~ 45.0	5,484.0	
	後	那須塩原市塩原字福渡243-6 から 那須塩原市上塩原字宮島113-6 まで	12.0 ~ 45.0	5,484.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 藤原塩原線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
19	前A	那須塩原市中塩原字谷地畑1123-3 から 那須塩原市塩原字古町1078-1 まで	12.0 ~ 45.0	1,558.8	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須塩原市中塩原字御殿11-1 から 那須塩原市中塩原字マキノ4-22まで	7.4 ~ 19.8	260.0	
	後	那須塩原市中塩原字谷地畑1123-3 から 那須塩原市塩原字今井2654まで	12.0 ~ 45.0	1,312.0	

Ⅲ

道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 塩原矢板線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
247	前	那須塩原市塩原字畑下633-1 から 那須塩原市塩原字塩釜1333-9 まで	12.0 ~ 29.0	1,265.0	
	後	那須塩原市塩原字塩釜1331-3 から 那須塩原市塩原字塩釜1333-9 まで	15.0	65.0	

Ⅳ

道路の種類 県道
路 線 名 一般県道 中塩原板室那須線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
266	前	那須塩原市中塩原字時ヶ崎361-1 から 那須塩原市中塩原字時ヶ崎364-9 まで	12.4	110.0	
	後	那須塩原市中塩原字御殿11-1 から 那須塩原市中塩原字時ヶ崎364-9 まで	7.4 ~ 19.8	605.4	

栃木県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年3月1日から同年4月1日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 461 号	塩谷郡塩谷町大字玉生字五斗蒔429-4 から 塩谷郡塩谷町大字玉生字大塚334-21まで	平成25年3月4日
67	主 要 地 方 道 藤 原 宇 都 宮 線	塩谷郡塩谷町大字玉生字川原976-12から 塩谷郡塩谷町大字玉生字五斗蒔429-1 まで	平成25年3月4日 午後2時

(道路保全課)

公 告

○平成25年度前期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成25年度前期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 実施する検定職種及び等級

(1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、木型製作（模型製作作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及びブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）

(4) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については1級及び2級に区分し、1の(2)については3級とし、1の(3)については等級に区分しない（単一等級）で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに16,500円（ただし、別に知事が指定する者にあつては、11,000円とする。）

イ 実施期日

3級については平成25年6月5日（水）から同年8月11日（日）までの間において、1級、2級及び単一等級については平成25年6月5日（水）から同年9月10日（火）までの間において、それぞれ栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対し通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対し通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ、平成25年5月29日（水）に栃木県職業能力開発協会公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 （ 作 業 ）	実 施 期 日
-----------------	---------

<p>3級 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）及びブロック建築（コンクリートブロック工事作業）</p>	<p>平成25年 7月21日（日）</p>
<p>1、2級 造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）及び塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）</p>	<p>平成25年 8月25日（日）</p>
<p>1、2級 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、めっき（電気めっき作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、木型製作（模型製作作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）及び広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業）</p>	<p>平成25年 9月1日（日）</p>
<p>1、2級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、石材施工（石張り作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業） 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）</p>	<p>平成25年 9月8日（日）</p>

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対し通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和2-2-5 栃木県北庁舎2号館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

平成25年4月8日（月）から同月19日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用

紙請求」と朱書し、角2の返信用封筒（宛先を記入し120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（2の(1)アの額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は、返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

ア 合格発表日

3級 平成25年8月23日（金）

1、2級及び単一等級 平成25年10月4日（金）

イ 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、3級は平成25年8月23日（金）付け、1、2級及び単一等級は同年10月4日（金）付け栃木県公報で公示し、栃木県庁屋外掲示場に掲示するとともに、合格者に対し通知する。なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が、3級は平成25年8月23日（金）付け、1、2級及び単一等級は同年10月4日（金）付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 栃木県個人情報保護条例に基づき、合格発表の日から1ヶ月間、試験の得点を開示する。

希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること（受検者本人に限る。代理人は不可）。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 労働政策課

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話028-623-3234）又は栃木県職業能力開発協会（電話 028-643-7002）に問い合わせること。

○平成25年度随時技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成25年度随時技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福田 富一

1 実施する検定職種及び等級

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント

配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、紙器・段ボール箱製造、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 随時実施のうち3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、紙器・段ボール箱製造、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(3) 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに16,500円とする。

イ 実施期日

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対し通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対し通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ、栃木県職業能力開発協会から受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対し通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和2-2-5 栃木県北庁舎2号館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙は、栃木県職業能力開発協会が交付する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、角2の返信用封筒（宛先を記入し120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（16,500円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は、返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者には、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が合格者に対し書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

技能検定の合格者には、栃木県知事名の合格証書が交付される。

6 その他

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用するものである。なお、技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話 028-623-3234）又は栃木県職業能力開発協会（電話 028-643-7002）に問い合わせること。

（労働政策課）

○都市計画変更図書の写しの縦覧

下野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年2月15日に変更した、宇都宮都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

下野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成25年2月15日に変更した、小山栃木都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福田 富 一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字石田字砂田2081番4	河内郡上三川町大字石田2081番地3	渡 辺 大 樹 渡 辺 千 晶
真岡市大沼566番2、上大沼字五里堂42番3	真岡市大沼59番地	伊 澤 潤
芳賀郡芳賀町大字与能字上与能967番2	芳賀郡芳賀町大字祖母井1084番地1 グラン・シエルB101	飯 田 早 苗
下都賀郡壬生町大字安塚字鹿島原2061番7、 2061番9	下都賀郡壬生町大字安塚1991番地1 サンパティーク203号	田 中 亮 子 田 中 芳 幸
下都賀郡岩舟町大字静戸字鯉ヶ島1651番1	下都賀郡岩舟町大字静戸1651番地4	高 橋 朝 一

(都市計画課)

○2級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年栃木県規則第130号）第16条の規定により公告する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時及び時間割

区 分		年 月 日	時 間
二 級	学 科 の 試 験	平成25年7月7日（日）	午前10時～午後5時10分
	設 計 製 図 の 試 験	平成25年9月15日（日）	午前11時～午後4時
木 造	学 科 の 試 験	平成25年7月28日（日）	午前10時～午後5時10分
	設 計 製 図 の 試 験	平成25年10月13日（日）	午前11時～午後4時

2 試験の場所

(1) 学科の試験

- ア 二級建築士 宇都宮市竹下町908 作新学院大学
イ 木造建築士 宇都宮市豊郷台1-1 帝京大学理工学部

(2) 設計製図の試験

- ア 二級建築士 宇都宮市竹下町908 作新学院大学
イ 木造建築士 宇都宮市豊郷台1-1 帝京大学理工学部

3 受験資格

(1) 二級建築士試験

平成25年7月6日現在において、建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

(2) 木造建築士試験

平成25年7月27日現在において、建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

4 受験申込みの手續

(1) 受験申込書の配布

ア 郵送による配布

- (ア) 請求期間 平成25年3月4日（月）午前10時から同月22日（金）午後5時まで
(イ) 配布期間 平成25年3月11日（月）から同月29日（金）まで
(ウ) 郵送費用 請求者の負担とする。
(エ) 請求方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）における

インターネットによる請求又はFAX (042-628-3550) による請求

(オ) 問合せ先 財団法人建築技術教育普及センター (電話 042-628-9253)

イ 受付窓口における配布

(ア) 期間 平成25年3月11日(月)から同年4月15日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(イ) 時間 午前9時30分から午後5時まで(4月15日(月)は午後4時まで)

(ウ) 場所 社団法人栃木県建築士会

宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館1階 (電話 028-639-3150)

(2) 受験申込書の受付

ア 郵送による受付

過去の二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を受験申込書に貼付できる者に限る。

(ア) 期間 平成25年3月19日(火)から同年4月3日(水)まで(締切日の消印有効)

(イ) 郵送方法 簡易書留郵便

(ウ) 郵送先 財団法人建築技術教育普及センター本部

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1

イ 受付場所における受付

(ア) 期間 平成25年4月11日(木)から同月15日(月)まで

(イ) 時間 午前10時から午後5時まで

(ウ) 場所 社団法人栃木県建築士会

宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館1階 (電話 028-639-3150)

(3) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をした者で、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ、承諾しているものに行うことができる。

ア 期間 平成25年3月28日(木)午前10時から同年4月3日(水)午後4時まで

イ 申込方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

5 試験結果の発表

(1) 学科の試験の合格者 二級建築士 平成25年8月27日(火)(予定)

木造建築士 平成25年9月10日(火)(予定)

(2) 設計製図の試験の合格者 平成25年12月5日(木)(予定)

(建築課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成25年3月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

施設の名 称	所 在 地
社会福祉法人桜寿会 特別養護老人ホーム ふくろうの杜	宇都宮市逆面町385-1
社会福祉法人真善会 軽費老人ホーム ケアハウスひこやの里	足利市葉鹿町1921-4

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 旅券輸送業務委託
- (2) 業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 栃木県内

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、警備及び運送の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年3月25日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者であること。
- (5) 当該業務に従事する者に警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき実施される貴重品運搬警備業務検定の合格者を充てることができる者であること。
- (6) 栃木県内に事業所があること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号
栃木県産業労働観光部国際課旅券担当（15階） 電話028-623-3472

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成25年3月25日（月） 午後2時 栃木県研修館204研修室

(3) その他

入札説明書は、平成25年3月4日から同月13日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札の変更等 平成25年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ その他 詳細は、入札説明書による。

（国際課）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 業務件名 委員会等審議録音テープ反訳業務
- (2) 業務内容 栃木県議会における委員会、協議会、検討会及びその他の会議の審議を録音したカセットテープの音声又はデジタル音声データを反訳し、会議記録を作成する。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行(納入)場所 栃木県議会事務局議事課

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年3月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 都道府県議会又は市町村議会における本会議又は委員会の会議記録反訳業務(テープ起こしによるものを含む。)を継続して3年以上受託している者であること。なお、随意契約により受託している場合は、同一自治体から継続して3年以上受託している場合に限るものとする。
- (5) 公益社団法人日本速記協会が認定した速記技能検定1級合格者1名以上が、会議記録反訳業務の責任者として従事できる体制が確保されていること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県議会事務局議事課 電話028-623-3762
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成25年3月26日午後1時30分 栃木県議会議事堂4階第5委員会室
- (3) その他

入札説明書は、平成25年3月1日から同月15日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。なお、郵送を希望する場合は、140円切手を貼付した返信用封筒を同月11日までに(1)に到着するよう送付すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他

ア 入札の変更等 平成25年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める届を平成25年3月18日までに提出し、当該業務に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

(議会事務局議事課)